

笠間市空き家等の適正管理に関する条例が 4月1日から施行されます

笠間市の生活環境を整え、安全なまちとするために、管理されず放置された空き家の持ち主（所有者）に対し、適正な空き家の管理を促します。

条例では次のような内容を規定します

- 空き家の所有者は、当該空き家が管理不全にならないように、適正に管理してください。
- 市民は、管理不全の空き家を見つけた際には、空き家の情報を、市へ通報してください。
- 行政指導等の実施

市民の情報提供により空き家を調査し、状況を勘案した後、所有者に行政指導等をおこないます。

助言および指導 → 勧 告 → 命 令 → 公 表

《助言および指導》

空き家等の所有者に改善措置を講じるよう、助言および指導を行います。

《勧 告》

助言および指導が行われたにもかかわらず、適正な管理を行わなかった場合は、是正の勧告を行います。

《命 令》

助言および指導ならびに勧告に従わない場合は、期限を設けて命令を行います。

《公 表》

命令に従わない場合は、所有者の住所・氏名・空き家の所在地・命令の内容等を公表します。この場合は、公表の前に、公表の相手に対し、意見を述べる機会を与え、改善できない理由を十分に精査します。

●解体撤去補助

行政指導を受けた所有者が、当該空き家の管理を、現在および将来にわたっても行えないため、解体撤去の措置を講じようとする場合は、予算の範囲内で解体撤去費用の一部を補助します。

《補助予定金額》

解体撤去費の3分の1以内 限度額30万円

●条例および解体撤去補助における対象物

本条例においては、一般住宅のほか、店舗、アパート、工場等を含み行政指導等を行います。解体撤去補助については、一般住宅のみを対象とします。



【問合せ】 環境保全課（内線127）

らくようかん
楽腰館

東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号

TEL 0296-77-9939

休診日/木曜日

土・日 診療中！

県立中央病院通り沿い

●往 療 可

●急患受付

●通院送迎実施中（無料）

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○